

大田原市余裕期間（任意着手方式）設定工事施行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事において受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、労働者の確保及び建設資材の調達に資する余裕期間（任意着手方式）を設定することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 余裕期間 労働者の確保及び資機材の調達準備を行う期間であって、契約日の翌日から工事着手期限日（契約締結後は、契約日の翌日から工事着手日）の前日までの期間をいう。
- （2） 実工期 実際に工事を施工するために必要な期間であって、工事着手日から工事完成日までの期間（準備期間及び後片付け期間を含む。）をいう。
- （3） 工事着手期限日 発注者が設定する工事着手の期限となる日をいう。
- （4） 任意着手方式 発注者が設定した余裕期間内で受注者が工事着手日を選択できる方式をいう。

（対象工事）

第3条 余裕期間を設定する工事（以下「対象工事」という。）は、設計額200万円を超える建設工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事であって、発注者が余裕期間を設定することが必要と認める工事とする。

- （1） 余裕期間の設定により、供用開始に影響を及ぼさない工事
 - （2） 継続費、繰越明許費又は債務負担行為が設定されている工事であって、当該期間内に標準工期を確保することが可能な工事
- （工事着手期限日及び工事着手日）

第4条 工事着手期限日は、対象工事に係る契約日の翌日から起算して実工期の3割以内とし、かつ、60日を超えない範囲内で設定するものとする。

2 発注者は、工事着手に係る期限等をあらかじめ入札公告等で明示するものとする。

3 受注者は、契約締結までに工事着手日（大田原市の休日を定める条例（平成元年条例第12号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）を定め、工事着手通知書（別記様式）により発注者に通知するものとする。この場合において、契約締結日以後は、特別な事情がない限り、受注者の都合による工事着手日の変更はできないものとする。

(前払金の取扱い)

第5条 対象工事に係る前払金は、工事着手日の14日前から請求できるものとする。ただし、工事着手日が契約締結日から14日に満たないときは、契約締結日以後に請求できるものとする。

2 前項の場合において、受注者は、特別な事情により工事着手日の15日以上前に請求するときは、発注者に協議するものとする。

(余裕期間内の現場管理等)

第6条 余裕期間内における工事現場の管理は、発注者の責任により行うものとする。

2 余裕期間内は、測量、資機材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならないものとする。この場合において、余裕期間内に行う準備は、受注者の責任により行うものとする。

(技術者の取扱い)

第7条 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

第8条 余裕期間を設定したことにより増加する経費は、受注者が負担するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、余裕期間（任意着手方式）を設定することに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施し、同日以後に入札公告又は入札通知する建設工事について適用する。

附 則（令和4年4月1日）

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領の実施の際この規定による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要領の実施の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和6年1月31日）

この要領は、令和6年4月1日から実施する。